

千葉県広報用映像貸出要領

【趣旨】

第1条 報道広報課が保有する広報用映像の貸し出し等の手続きを円滑に行うため、「千葉県広報用映像貸出要領」を定める。

【使用目的】

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合、映像の貸し出し等を認めるものとする。

- (1) 県内産業の振興、県政の推進及び県のイメージアップに寄与すると認められる場合
- (2) 公共的な目的で使用する場合
- (3) 報道広報課長が特に認めた場合

2 使用目的が、次の各号のいずれかに該当する場合は、映像の貸し出し等は認めないものとする。

- (1) 法令等に違反するおそれのある場合
- (2) 公序良俗に反する恐れのある場合
- (3) 政治性、又は宗教性がある場合
- (4) 主に営利目的のもの

ただし、使用目的等を総合的に勘案し、県にとってPR効果が高いと判断されるものについてはこの限りではないこととする

(例：『地域振興・地域貢献に関する包括協定』に基づく使用など)

- (5) 映像を使用することにより、あたかも県が推奨しているような誤解を与えるおそれのある場合
- (6) 肖像権または著作権を侵害するおそれのある場合
- (7) その他、県が映像を貸し出すことが不適切と認められる場合

【手続き】

第3条 貸し出し等を受けようとするものは、別記第1号様式に定める「千葉県広報用映像貸出申請書」に必要事項を明記し、報道広報課放送担当へ提出するものとする。

【著作権】

第4条 貸し出し等を行う広報用映像の著作権は千葉県に帰属する。

【遵守事項】

第5条 映像の貸し出し等を受けた者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 貸し出し映像の複製、改ざん、部分利用、販売をしてはならない。
- (2) 貸し出し映像媒体を破損、紛失しないこと。
- (3) 「千葉県広報用映像貸出申請書」に記載した目的以外に使用しないこと。また、転貸しないこと。

附則

【施行期日】

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年5月1日から施行する。